

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 23 日

各都道府県下水道担当部局長 殿
各政令指定都市下水道担当部局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課
下水道事業課

下水道法等の一部を改正する法律の公布について

日頃より下水道行政及び下水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

「下水道法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 65 号）が、本年 7 月 15 日に国会で成立し、本日公布されたところです。

本法律のうち、災害時における都道府県による公共下水道の復旧代行に係る規定は、公布日から起算して 3 月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとし、本年 8 月 17 日の施行を予定しております。それ以外の改正事項については、公布日から起算して 6 月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとし、来年 1 月頃の施行を予定しております。施行にあたっての留意事項については、それぞれ別途通知する予定としております。

各都道府県においては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）へ周知いただきますようお願いいたします。